

「農地法 4・5 条（転用許可申請）」

○ご相談及び申請から許可までの流れ

項目	日程	内容	備考
申請についての相談	随時	参考資料等をご持参のうえ、農業委員会事務局までお越しください。	
申請書の記入 必要書類の入手		記入例等を参考に、申請書をご記入ください。必要書類については、一覧表をご参照ください。	
申請書提出前の 再確認		記入漏れや必要書類の不足など、申請前にもう一度、記入例や必要書類一覧表でご確認ください。	
申請書の提出／受付	7日～10日 の開庁日 (正・副本2部)	ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。 ※都市計画法等の他法令の手続きをようする案件は同時に申請手続きをお願いします。 ※申請地は、必ず境界が明確に分かる状態にしておいてください。	
申請内容の審査		申請内容の記入漏れ及び農地法第4・5条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者に確認いたします。	
農業委員調査	15日～20日頃	申請人に、申請地の担当委員から、申請内容の聞き取り調査を実施しております。 ご協力をお願いします。 ※調査表に確認印を求めます。	
現地調査	事務局	/	事務局職員で申請地を確認します。 (申請人等の立会いは求めません。)
	農業委員会	/ (毎月20日頃)	農業委員全員で申請地を確認します。 (申請人等の立会いは求めません。)
農業委員会総会	/ (毎月25日頃)	総会で許可・不許可についての意思決定を行います。	
許可書の交付		認印持参のうえ農業委員会事務局までお越しください。	
<p>※以下の場合、許可等が遅れる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他法令の許認可等をようする場合 ・転用面積が30a以上の場合(県農業委員会ネットワーク機構への諮問[申請翌月の16日ごろ]) 			



八千代町農業委員会事務局 農地係
 〒300-3592
 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170
 TEL 0296-48-1111 (内線 2110)
 (直通)0296-49-3948
 FAX 0296-48-3001
 Email:noui2@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp